

第6章 その他、必要な事項等

これまで述べてきた施策の他、次の施策を推進します。

(1) 関係法令との連携

空き家等の問題は、適切な管理が行われていないということだけではなく、保安上の観点や、災害時における観点など、様々な観点から問題が生じる可能性があるため、空家法だけではなく建築基準法、消防法、道路法等の他法令により、その法令の目的に沿った措置が講じられます。

そこで、空き家等の状況や他への影響等を総合的に判断し、関係法令の適用を総合的に検討し、必要な対策を講じます。

表 関係法令に基づく措置内容

法令名	措置内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第19条の4、第19条の7)	ごみ等の不法投棄により生活環境の保全上の支障がある場合の支障の除去等の命令、代執行等
建築基準法 (第9条、第10条)	違反建築物、著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な建築物等に対する除却等の命令、代執行等
消防法 (第3条)	火災の予防に危険であると認める物件又は消防活動に支障となると認める物件の所有者等に対する除去等の命令、代執行等
道路法 (第43条、第71条)	みだりに道路を損傷、汚損する場合、又は、土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす場合の除却、道路原状回復等の命令、代執行等
災害対策基本法 (第64条)	災害が発生又は発生しようとしている場合の応急措置のための収用、被害を受けた工作物の除去等
災害救助法 (第4条)	災害救助法が適用された場合、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 計画の見直し

本計画は、社会情勢の変化や法令・国の補助制度の改正、実態調査の結果、目標の達成状況に応じ、定期的に内容の見直しを行います。